

## (仮称) 文化芸術に関する条例 (原案)

### (目的)

第1条 この条例は、吉川市における文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「文化芸術」とは、文化芸術基本法（平成13年法律第148条。以下「法」という。）に基づくものとする。

### (基本理念)

第3条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う市民の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民の誰もが等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の継承及び発展が図られなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市の文化芸術が市内外に広く発信されるよう、文化芸術に係る交流の推進が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、人々が集まる場所での文化の発生及び発展の重要性を踏まえ、多様な交流の場を創出し、文化芸術の推進を図らなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術をコミュニティ、国際交流、子育て支援、高齢・障がい福祉、健康・体力づくり、環境、産業、まちづくり、観光、教育、シティプロモーションなど様々な分野に多面的に

活用されるよう図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、自主的かつ主体的に、文化芸術活動を行うとともに、その多様な文化芸術活動を相互に理解し、尊重しあうよう努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

第6条 文化芸術団体は、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第7条 市は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めるものとする。

2 文化芸術推進基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 文化芸術基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(審議会)

第8条 市は、文化芸術推進基本計画の推進及び達成状況の評価を行うため、法第37条の規定に基づき、吉川市文化芸術推進審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 文化芸術推進計画の策定、変更及び進行管理に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術施策の推進に関すること。

3 審議会の委員の定数は5人以内とし、次に掲げる者のうちから吉川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

(1) 文化芸術団体の関係者

(2) 学識経験のある者

(3) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めた者

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。